

## JADA RTP/TP 競技者居場所情報管理細則

### 1 概要

#### 1.1 目的

本細則は、「日本アンチ・ドーピング規程（2021年版）」（以下、「日本規程」という）5.5項、「検査及びドーピング調査に関する国際基準（2021年1月1日発効）」（以下、「ISTI」という）4.8項及び「結果管理に関する国際基準（2021年1月1日発効）」（以下、「ISRM」という）付属文書Bに規定される居場所情報の提出及びその関連義務並びに各種手続についての詳細を定めることを目的とする。

#### 1.2 定義

##### 1.2.1 JADA RTP 競技者

「JADA RTP 競技者」とは、ISTI4.8項が定める居場所情報関連義務を負う者として JADA が指定する競技者をいう。

##### 1.2.2 JADA TP 競技者

「JADA TP 競技者」とは、JADA RTP 競技者と同様の居場所情報を提出することが求められるが、日本規程 2.4 項のアンチ・ドーピング規則違反を構成する居場所情報関連義務違反が記録されない者として JADA が指定する競技者をいう。

##### 1.2.3 JADA RTP/TP 競技者

「JADA RTP/TP 競技者」とは、「JADA RTP 競技者」及び「JADA TP 競技者」をいう。

### 2 対象者選出基準

JADA RTP/TP 競技者は、以下のいずれかの条件に該当する者とする。

- ① 競技会外検査を実施する必要性が高いと判断される競技者
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）のアスリート助成制度の対象となる競技者

### 3 JADA RTP/TP 競技者の責務

#### 3.1 居場所情報提出及び更新

JADA RTP/TP 競技者は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が提供するシステムである ADAMS（Anti-Doping Administration and Management System）又は Athlete Central を通じて、ISTI4.8 項に従い居場所情報を提出し、更新しなければならない。

#### 3.2 提出期限

四半期毎の居場所情報の提出期限は、以下の通りとする。

第1 四半期（1～3月） 前年 12月 15日

第2 四半期（4～6月） 3月 15日

第3 四半期（7～9月） 6月 15日

第4 四半期（10～12月） 9月 15日

提出期限が遵守されたか否かの判断は、ADAMS 又は Athlete Central で居場所情報提出として記録される時刻について日本時間（JST）を基準として行う。ただし、提出義務違反は上記の各提出期限日の月の末日を経過しても提出されていない場合に成立するものとする。

#### 4 居場所情報関連義務違反

居場所情報関連義務違反については、日本規程、ISTI、ISRM の規定による。

#### 5 登録及び除外の手続

##### 5.1 方式

JADA RTP/TP の登録及び除外は、以下の方式により行う。

##### 5.1.1 国内競技連盟からの申請に基づく登録又は除外

競技者が所属する国内競技連盟は、「新規登録申請書」又は「除外申請書」を JADA に提出することにより登録又は除外の申請を行い、JADA はその申請についての審査を行って登録又は除外するかを決定する。JADA はその決定を国内競技連盟に通知する。

##### 5.1.2 JADA による登録又は除外

JADA は登録又は除外が必要と認める競技者を決定し、その決定を国内競技連盟に通知する。

##### 5.2 スケジュール

##### 5.2.1 国内競技連盟からの申請に基づく登録又は除外

国内競技連盟からの申請に基づく登録又は除外は、以下のスケジュールで行う。

申請期間	決定通知	居場所情報提出
4月～6月末	7月末	(登録) 第4 四半期（10月～12月）分から (除外) 第3 四半期（7月～9月）分まで
10月～12月末	1月末	(登録) 第2 四半期（4月～6月）分から (除外) 第1 四半期（1月～3月）分まで

##### 5.2.2 JADA による登録または除外

JADA による登録又は除外は、以下のスケジュールで行う。

通知期間	居場所情報提出
6月～7月末	(登録) 第4 四半期（10月～12月）分から

	(除外) 第 3 四半期 (7 月～9 月) 分まで
12 月～1 月末	(登録) 第 2 四半期 (4 月～6 月) 分から (除外) 第 1 四半期 (1 月～3 月) 分まで

### 5.2.3 例外

例外的に、前 2 項に規定するスケジュール以外での登録又は除外を行うことがある。

### 5.3 JADA RTP/TP 競技者の決定

国内競技連盟からの申請に基づく登録又は JADA による登録にかかわらず、JADA は、いつでも諸条件を勘案して競技者を JADA RTP 競技者又は JADA TP 競技者のどちらに登録するか決定し、国内競技連盟に通知することができる。

### 6. 登録変更

JADA は、JADA RTP 競技者を JADA TP 競技者に、又はその逆に登録を変更することがある。

### 7. 引退

JADA RTP/TP 競技者が競技から引退する場合、所定様式の「引退届」を所属国内競技連盟経由で JADA に提出しなければならない。JADA は、引退届を受理し、JADA RTP/TP から当該競技者が除外される旨の通知を、競技者及び所属国内競技連盟に対し書面により通知する。

### 8. 中学生以下の競技者の特例

JADA は、中学生以下の JADA RTP/TP 競技者に対し、居場所情報の提出を求めないものとする。

以上

### 附則

この細則は、2021 年 1 月 1 日から施行する。